

千葉市立青葉病院運営調整会議設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院の運営方針の周知及び各部門の総合調整を図るため、青葉病院運営調整会議〔以下「会議」という。〕を設置する。

〔組織〕

第2条 会議の組織は、院長、副院長、診療局長、医療安全室長、地域連携室長、各科統括部長等、院長補佐、看護部長、副看護部長、副医療安全室長、看護師長、地域連携副室長、薬剤部長、副薬剤部長、放射線科長、臨床検査科長、栄養科長、臨床工学科長、リハビリ科長、事務長、医事室長、事務長補佐、事務局主査、情報センターで構成する。

2 会長及び副会長は、それぞれ副院長、診療局長とする。

〔会議〕

第3条 会議は、3ヶ月毎1回開催する。ただし、副院長が必要と認めるときはこれを変更し、または臨時に開催することができる。

2 会議の議長は会長とし、会長に事故あるときは副会長が議長の職務を代理する。

3 前条第1項の会員が会議に出席できないときは、その代理者を出席させなければならない。

4 会長は、必要に応じて会員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第4条 会議の庶務は、事務局総務班において総理する。

〔委任〕

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

改正 平成8年10月1日

改正 平成15年5月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 令和4年4月1日